

平成27年1月15日

放送受信契約の未契約世帯に対する民事訴訟 近畿初の提起

本日、大阪府内の未契約世帯6件について、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を、管轄する簡易裁判所に提起しました。

近畿において、未契約の一般世帯に対する訴訟の提起は初めてです。

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、放送受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- 平成26年12月9日、これ以上対応を重ねても自発的に契約していただくことが困難と判断した大阪府内の未契約世帯6件について、民事訴訟を提起せざるを得ない旨の予告通知を発送していましたが、どうしても契約に応じていただけないため、最後の手段としてやむを得ず、民事訴訟の提起に至りました。

これまでの未契約世帯に対する民事訴訟

未契約世帯については、これまでに東京都と神奈川県、千葉県、埼玉県で113件の民事訴訟の提起を行っています。

このうち、70件については円満に受信契約の締結をいただき、訴えを取り下げました。また、16件については契約と受信料の支払いに応じていただき和解となりました。19件については判決が確定しています。

残る8件については、現在係争中です。